

公立学校施設整備に係る予算確保を求める意見書

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティ拠点や災害時の避難所となる重要な施設であるが、多くは児童生徒が急増した昭和40年代後半から50年代にかけて建設されたため、内外装や設備の劣化が進行し、安全面での不安を抱えた施設や機能面で不十分な施設も存在することから、計画的・効率的な老朽化対策が喫緊の課題となっている。

本市では、中長期的に必要となる学校施設の整備について、「宇都宮市学校施設長寿命化計画」を策定し、優先化・重点化を図りながら、計画的に進めているところである。

このような中、国においては、令和7年度事業について、耐震化事業や空調設置などを優先的に採用する方針が示され、長寿命化改良事業については、一部、採択が見送られたことから、計画的な学校施設の環境整備に著しい支障が生じるとともに、長寿命化改良事業の実施を見据えた学校運営や地域行事の開催計画が変更になるなどの影響が及んでいる。

学校施設の老朽化がピークを迎える中、各自治体が教育環境の改善と老朽化対策を着実に進めていく上で、学校施設環境改善交付金事業の重要性は、今後さらに高まっていくと考えられることから、国においては、下記の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 児童生徒の安全・安心な教育環境を実現するため、全国の自治体が計画どおり、事業を進めることができるよう、各自治体が計画する事業の実施に必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年6月30日

宇 都 宮 市 議 会

内閣総理大臣	}	宛て
内閣官房長官		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
衆・参両院議長		